

文部科学省に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（中間まとめ）に対する意見書を提出

当協会では、7月16日付で文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会から発表のあった「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（中間まとめ）について、協会内での意見を取りまとめ9月17日付で意見書を提出した。意見書の全文は下記のとおり。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について （中間まとめ）に対する意見

団体名 公益財団法人 私立大学通信教育協会

1. 教員の養成・採用・研修を通じた課題・改革の具体的な方向性

「社会人の学び直し」は現在の教育政策の重要な課題であり、「学び続ける教員像」を実現するためにも大学通信教育の役割は大きなものがあります。教員養成についても、大学通信教育は、社会人が新たな免許状を取得することのみならず、教員免許状保有者の別校種・別教科の免許状取得や上進、保育士の幼稚園教諭免許状取得、免許状更新講習などに大きな役割を果たしています。しかしながら、今回の「中間まとめ」には、大学通信教育を活用して社会人が学び、現職教員が研修している現実が言及されず、具体的な課題や改革の言及が見られません。「社会人の学び直し」の観点から、大学通信教育の促進についての記載が必要です。

なお、「中間まとめ」の4(1)「教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性」に記された②「教員育成協議会(仮称)の創設」は、都道府県教育委員会を中心に組織されるものであるために、全国にわたって教員の養成や研修に責任を持つ大学通信教育の実情と意見が反映されるように、十分な配慮が必要です。

2. 教員研修に関する課題・改革の具体的な方向性

免許状更新講習における大学通信教育の役割は、制度当初に期待されていた「セーフティーネット」の役割を超えて、多忙な現職教員が自宅や職場にいながら学べる機会として定着しています。また研修による効果が「学び続ける教員像」の成果である教員免許状の併有として具体化されるためにも、大学通信教育による教員免許状保有者の別校種・別教科の免許状取得や上進のために現職教員が大学通信教育を受講しやすくするための都道府県教育委員会による環境作りが必要です。

なお、「中間まとめ」の4(2)「教員研修に関する改革の具体的な方向性」に記された「教員育成協議会(仮称)」についても免許状更新講習や研修を全国にわたって行う大学通信教育の実情と意見が反映されるように、十分な配慮が必要です。

3. 教員採用に関する課題・改革の具体的な方向性

大学通信教育は、全国にわたって多くの新たな教員の人材を送り出す機能を果たしています。「中間まとめ」の4(3)「教員採用に関する改革の具体的な方向性」では、③「特別免許状制度の活用等による多様な

人材の確保」が強調されていますが、高度な専門性を有する人材を登用するためには現行制度の活用のみならず、教員としての資質能力を養成するためにも、大学通信教育による単位取得を併用するなどの新たなシステムが必要ではないかと思われます。大学通信教育で新たに免許状を取得するために学んでいる社会人にはすでに高度な専門性を有している人材も多いため、普通免許状と特別免許状の制度的な均衡を考慮して、大学通信教育の現実を踏まえた検討が必要です。

4. 教員養成に関する課題・改革の具体的な方向性

大学通信教育は、すでに職場、地域、家庭で多様な経験と知識を身につけた社会人が新たな教員を目指すルートとして実績を上げ、多様な経験を有する即戦力としての教員人材の供給に機能しています。こうした機能が「社会人の学び直し」として広がるためには、多忙な社会人の実態に即した配慮を国や地方自治体、企業や地域社会が行っていく必要があります。

なお「中間まとめ」の4(4)「教員養成に関する改革の具体的な方向性」は、「教員育成協議会(仮称)」については、「国立の教員養成を目的とする大学・学部」(29頁)が強調され、「教員養成学部を有する私立大学等についても」(30頁)と付け加えられているため、教員養成学部を有しない私立大学や都道府県の範囲を超えて全国の教員養成を担っている私立大学通信教育の立場が反映されにくいのではないかと危惧が生じます。「教員育成協議会(仮称)」に実際の教員養成を担うすべての大学の意見が反映する体制づくりが必要です。

また、「中間まとめ」の4(4)①「学校インターンシップの導入」については、「社会人の学び直し」として新たに免許状取得を目指す社会人にとっては、学校インターンシップが通常の勤務時間等と重なるために通学課程の学生とは比べものにならない大きな負担になる可能性があります。職場、地域における多様な活動が評価される工夫が必要です。

5. 教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性

「中間まとめ」の4(6)「教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性」については、教職大学院を中心に論じられているために、専修免許状への上進を目的として大学院修士課程の大学通信教育を活用している現状が考慮されていません。「学び続ける教員像」の具体化として現職教員が大学通信教育で学ぶことを促進する具体的な施策を考える必要があります。

6. 教員免許制度に関する課題・改革の具体的な方向性

「中間まとめ」の4(5)「教員免許制度に関する改革の具体的な方向性」については、保育士の幼稚園教諭免許状の併有、中学校教諭の小学校教員免許状の併有、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の併有をはじめとした免許の併有の課題について、「学び続ける教員像」の具体化としての大学通信教育の果たすべき役割は大きいと考えます。具体的な制度の運用の改善に当たっては、多忙な現職教員が学びやすいシステム開発のためには、新たに単位取得する授業科目のあり方の検討など、大学通信教育の実際を検討して具体化する必要があります。